

山口県県民活動促進基本計画改定小委員会設置要綱（案）

（名称）

第1条 この委員会は「山口県県民活動促進基本計画改定小委員会（以下「小委員会」という。）」という。

（設置）

第2条 小委員会は「山口県県民活動審議会（以下「審議会」という）規則（平成14年山口県規則第8号）」第6条の規定に基づき、山口県県民活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）の改定について、迅速かつ効果的な審議を行うため、山口県県民活動審議会に設置する。

（所掌事務）

第3条 小委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）基本計画の改定の内容に関し意見を述べること。
- （2）基本計画の円滑な実行を推進するための方策について意見を述べること。
- （3）その他、基本計画の改定に関し必要な事項について意見を述べること。

（委員）

第4条 委員会の委員は、審議会委員の中から審議会会長が指名する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、平成20年5月31日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、必要があると認めるときは、第1項の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第7条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、環境生活部県民生活課内に置き、委員会の庶務を行う。

（審議会への報告）

第8条 会議で審議した事項及びその他必要な事項については、可及的速やかに審議会委員全員に通知するとともに、審議会の会議で報告する。

2 前項の通知及び報告は、委員長の命を受け、事務局が行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年6月 日から施行する。